

個人住民税・介護保険料・固定資産税

にも減免制度があります

前回のいんぷおめ〜しょんで、国民健康保険の納付書が6月中旬に送付されることをご紹介しました。5月から6月にかけては、様々な税金や保険料の通知・納付書が届く時期です。個人住民税・介護保険料・固定資産税にも減免制度があります。吹田市で定められている基準についてご紹介します。

個人住民税

個人住民税の減免では住民税のうち所得割額の20%から50%が減免されます。減免の基準は次の3つを満たしている必要があります。

- ① 平成24年度の所得が600万円未満であること
- ② 平成25年度の所得の見込金額が120万円以下であること(ただし、控除対象配偶者や扶養親族がいる場合は、一人当たり35万円が120万円に加算されます)
- ③ 平成25年の所得金額が平成24年度より30%以上減少する見込みであること

申請するときには、今年の所得金額が減少する見込みを説明できるようにしてください。

固定資産税

固定資産税の減免は次の4点を満たしている場合、納付期限が到達していない税額の25%が減額されます。

- ① 世帯の収入の合計が最低生活費の1.3倍以下(最低生活費は生活保護基準のことです)
- ② ①の状況が長期間継続する(固定資産税が課税される基準の1月1日を2回以上経過すること)
- ③ 扶養義務者がいない。もしくは援助が期待できない課税対象の固定資産が土地建物ともに130㎡以下で世帯の居住用か、事務所や店舗と兼ねた世帯の居住用だけであること
- ④ この他に50%・75%の減免基準もあります。(全額免除は生活保護を受給している場合のみ)

介護保険料

- ① 本人を含めてその世帯の全員が市民税非課税(介護保険料の基準の所得段階が第1段階(生活保護受給者を除く)、第2段階、第3-1段階又は第3段階)
- ② 世帯の合計収入が120万円(世帯人数が2人以上の場合、2人目から一人当たり48万円加算)以下
- ③ 世帯の預貯金の合計が350万円以下
- ④ 他の世帯に属するものから扶養を受けていない
- ⑤ 自己の居住用以外に活用できる資産がない

紙面の関係で、詳しくご紹介できない基準もありますので、希望される方は6月班会や事務局へご相談ください。

ディオス北千里専門店会の取り組みが「クローズアップ商店街」に取り上げられました!

この度、ディオス北千里専門店会の取り組みが、大阪府のホームページ【大阪でがんばる商店街の事例集「クローズアップ商店街」】で取り上げられました!

～取り組みの御紹介～

ディオス北千里専門店会では、日頃から住民ニーズを深く研究し、地域コミュニティとの連携を図るため、毎月1回、地域住民等との情報交換の場である「地域交流研究会」を創り、平成25年3月現在、137か月連続で、コミュニティ形成のため地域住民や諸団体と連携してきました。

その地域交流研究会の中から、学校での太陽光発電設置の要望が上がり、ディオス北千里としても、いままで個人還元型であったスタンプシール事業を学校等団体支援用に拡げ、PTAを中心にディオス北千里での指名買いがおこり、スタンプシールを元手に古江台中学校に太陽光発電装置を設置することとなりました。

～FM千里との連携事業の御紹介～

地域や学校などが困っていることに、ディオス北千里専門店会として解決に協力できるよう、地域交流研究会を通じて取り組んできていますが、防災面の強化、また商店街と地域との連携を広く告知する仕組みとして、今回、6月10日(月)からFM千里(83.7MHz)のサテライトスタジオがオープンします。このスタジオの大きな特徴はカースタジオであることです。いつでも移動できるスタジオとして柔軟に対応できるだけでなく、災害時には移動することができ、情報発信をします。

商店街が多くの人とつながる仕組みをつくることで、日頃から協力しあい、地域住民にとって災害時にはサテライトスタジオが「地域の災害コミュニティチャンネル」として機能し、「地域になくはない商店街」を目指しています。ぜひ、大阪府のホームページを御覧ください。

～お知らせ～

カースタジオ方式での番組が6月10日(月)午後4時にスタートします!!
6月10日の午後4時から井上市長も出演する予定です!! FM千里83.7MHzをお聞きください!!



吹田市役所 まち産業活性部 地域経済振興室 発行
FAX商業情報 すいた (2013年5月23日(木)発行)より転載

会費集金は会員の心をあつめる活動です 毎月10日までは集めましょう
商工新聞は経営のヒント・くらしの知恵がいっぱい 毎週必ず届けましょう